平成２１年（フ）第７１３号
埼玉県鳩ヶ谷市桜町４丁目２番14号　桜ハウス103号
債務者　小林　菊男
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７２２号
さいたま市浦和区北浦和２－３－11－101、住民票上の住所埼玉県川口市大字芝7052番地の１
債務者　渡邉　直美
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７８１号
埼玉県朝霞市本町１丁目33番34号　プチメゾン６H202号室
債務者　齊藤　　希（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８１５号
埼玉県北埼玉郡騎西町大字道地1380番地１天沼団地１号棟309号室
債務者　坂本　千鶴（旧姓三村）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８６０号
さいたま市大宮区上小町28番地２Ｂ201
債務者　小野　　崇
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８７５号
さいたま市岩槻区本町４丁目３番２―403号
債務者　小倉　　武
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８７６号
埼玉県和光市新倉１丁目21番24号
債務者　川上　広美
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８８５号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目６番１号　フレグランス朝霞Ｂ102号
債務者　小林　千晴
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９１２号
さいたま市中央区新中里４丁目３番13号　スカイガーデンヒル105号
債務者　日向　寿子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９１６号
埼玉県川口市柳崎４丁目25番４号　104号、旧住所埼玉県蕨市中央１丁目25番11号　並木ビル
債務者　筒井健一郎
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９３３号
埼玉県戸田市喜沢２丁目７番地の12　第二寿荘201号室
債務者　有富イツ子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９６１号
埼玉県川口市青木１丁目11番20号
債務者　大竹　和代
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３５５号
神奈川県小田原市荻窪756―１、住民票上の住所神奈川県平塚市南原２丁目15番34号
債務者　小林キミヱ
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４６０号
神奈川県小田原市小八幡１丁目５番39号
債務者　倉澤　恵子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４８１号
神奈川県厚木市愛名935番地１　コーポ愛名Ｂ―107
債務者　田中　　久
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４８４号
神奈川県厚木市三田2913番地１
債務者　江藤　廣光
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４８７号
神奈川県愛甲郡愛川町角田4611―３　コスモウィングⅡ103号室、住民票上の住所神奈川県愛甲郡愛川町田代508番地の７
債務者　青山　幹夫
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部